

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた漁業経営体の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます！

### 【助成金額】

休業前賃金の8割(上限11,000円/日)

※休業前の1日あたり平均賃金×80% × (各月の日数-就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

### 【対象期間】

令和2年4月1日から9月30日まで

### 【対象者】

事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払い無し)した漁業経営体(※)の労働者

※資本金3億円以下または従業員300人以下

※詳細は、厚生労働省の本支援金・給付金のリーフレット・Q&A・支給要領をご覧ください。

A

労働保険関係が成立している事業所(場)に雇用される労働者

➡ 厚生労働省に申請(水産庁への確認は必要ございません。)

(問合せ) [厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター](https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html)  
(0120-221-276)

(制度の詳細、申請様式等)

(支援金・給付金の詳細、申請様式等)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

(申請先) 〒600-8799 日本郵便(株)京都中央郵便局留置

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

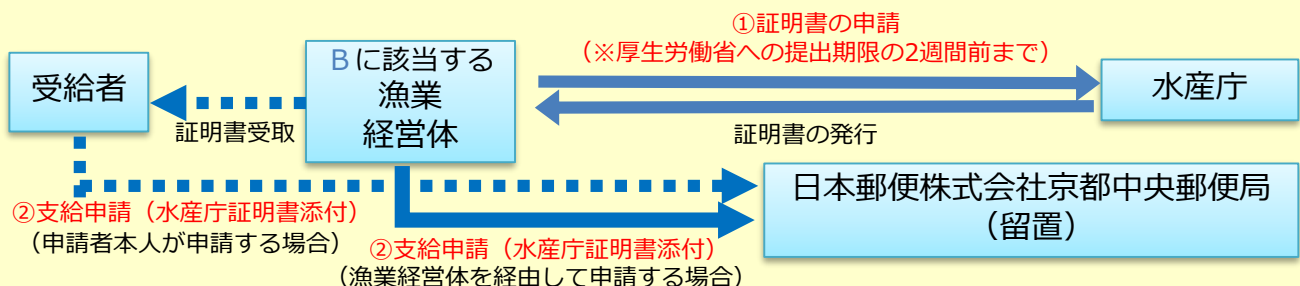


B

Aに該当しない雇用保険・労働者災害補償保険の暫定任意適用事業※を行っている漁業経営体に雇用されている労働者  
※被雇用者が常時4人以下の個人事業主等

- ➡
- ①水産庁で「[農業等個人事業所に係る証明書](#)」の発行を受け(申請は厚生労働省への提出期限の2週間前まで)、
  - ②労働者本人または事業主を通じて厚生労働省に支援金・給付金の申請

※詳細は裏面をご確認して、水産庁にお問い合わせください。



# 申請様式及び手続きフロー

※「農業等個人事業所に係る証明書」の申請は「事業主」から行っていただく必要があります。

## 「農業等個人事業所に係る証明書」発行申請

### 【水産庁への提出期限】

厚生労働省への提出期限の2週間前までに提出願います。

水産庁に  
提出してください

### 【水産庁への提出書類】

- ①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ②添付書類一式
  - ・漁船原簿謄本または漁船登録票の写し
  - ・直近1ヶ月の出荷伝票または事業内容が分かる書類（漁業を営むことで生じた納品書や領収書など）  
（返信先の住所を記載し、84円切手を貼付した封筒を同封願います。）

### （申請・問合せ）

〒100-8907

東京都千代田区霞が関1-2-1 水産庁漁政部企画課漁業労働班

水産庁HP(申請様式等)：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/koyou.html>

TEL 03-6744-2340、FAX 03-3501-5097



## 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」申請

### 【厚生労働省への提出期限】

- ・4～6月分については、9月30日まで
- ・7月分：10月31日まで
- ・8月分：11月30日まで
- ・9月分：12月31日まで

厚生労働省に  
提出してください  
(事業主経由の提出も可能です。)

### 【厚生労働省への提出書類】

#### ③申請書

- 申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第1号  
（2回目以降は様式第2号）
- 事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第3号、様式第4号  
（2回目以降は様式第5号、様式第6号）

#### ④添付書類一式

- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要件確認書※
  - 申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第7号  
（2回目以降は様式第8号）
  - 事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第9号  
（2回目以降は様式第10号）
- ※事業主の協力を得られない場合は、事業主欄が空欄でも受付
- ・農業等個人事業所に係る証明書（初回のみ）
- ・申請者確認書類（氏名及び住所が確認できるもの、初回のみ）  
（例：申請者の運転免許証・マイナンバーカードの写し等）
- ・口座確認書類（初回のみ）  
（例：通帳又はキャッシュカードの写し）
- ・休業開始前貸金を確認できる書類（初回のみ）  
（例：休業開始前の6ヶ月のうち申請書に記載した任意の3ヶ月の給与明細、貸金台帳の写し等）
- ・支給単位期間の収入を確認できる書類  
（例：支給対象者の支給単位期間中の給与明細、貸金台帳等の写し等）